されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「⑵　新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b　「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

⑵3　発行済株式総数、資本金等の推移

a　当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

［b～d　略］

⑵4　所有者別状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日（会社法第124条第１項に規定する基準日をいう。⑵5ａ及び⑵6ａにおいて同じ。）現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

［b～d　略］

⑵5　大株主の状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。

b　［略］

c　大株主は所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

［d・e　略］

⑵6　議決権の状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。

⑵3　発行済株式総数、資本金等の推移

a　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）における（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

［b～d　同左］

⑵4　所有者別状況

a　当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

［b～d　同左］

⑵5　大株主の状況

a　当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。

b　［同左］

c　大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

［d・e　同左］

⑵6　議決権の状況

a　当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。